

「ふくおか 1day 子育て体験プログラム」利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、福岡市の委託事業として、福岡市ライフデザイン支援事業事務局(コネヒト株式会社・株式会社日本旅行九州法人営業部、以下「事務局」という。)が提供する「ふくおか 1day 子育て体験プログラム（以下「本プログラム」という。）」の利用条件、事務局と本プログラムを体験いただく皆様及び受入れをしてくださる皆様との間の権利義務関係を定めるものです。本プログラムの申込みに際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意していただく必要があります。

第1条（定義）

1. 本規約で使用する用語の定義は、以下の通りとします。

- （１）「参加者」とは、本プログラムの参加者としての登録がなされた個人をいいます。
- （２）「受入家庭」とは、本プログラムの受入家庭としての登録がなされたご家庭をいいます。

第2条（目的）

- 1. 本プログラムは、参加者が自らのライフプランについて考えるきっかけとして、子育て家庭との交流等を通じ、出産や子育て等に関する不安の軽減を図ることを目的としています。
- 2. 受入家庭は、参加者に対し、この目的に合った子どもとの交流体験のほか、結婚や妊娠、出産、子育てにかかる悩み等に応じた助言等を提供するものとします。

第3条（参加の条件）

1. 参加者は、以下の各号の内容を十分に理解した上で、誠実に参加するものとします。

- （１）お申込み後、参加に関するヒアリングへ参加すること。
- （２）本プログラムに参加することで、自身のライフプランについて考えるきっかけとすること。
- （３）体験にあたり、自分自身の成長と共に、受入家庭にとって、良い環境を創る担い手として本プログラムに携わり、積極的に参加すること。
- （４）自身の個人情報について、必要な範囲において事務局及び交流先の受入家庭に伝える必要があること。
- （５）本プログラムの協力先が希望の家庭に決定しない場合もあること。又、受入家庭の希望によっては、本プログラムが提供されないことがあること。
- （６）本プログラムの実施日以前に、感染症の検査において陽性反応が出た場合や、37.5℃以上の発熱があった場合は、事前にその旨を事務局へ報告し、参加を控えること。
- （７）子どもとのふれあいにあたっては、事故等のないよう細心の注意を払うこと。

(8) 本プログラム参加中の事故などは、事務局が加入する「傷害総合保険」の範囲内で対応されること。

(9) 受入家庭に損害が生じた場合、損害の賠償を求める可能性があること。

(10) アンケートへの回答に協力すること。

2. 受入家庭は、以下の各号の内容を十分理解した上で、子育ての体験等を提供するものとします。

(1) お申込み後、受入れに関するヒアリングに協力すること。

(2) 本プログラムの目的に共感し、ボランティアで本プログラムに協力すること。

(3) 結婚や妊娠、出産、子育てなどに係るこれまでの経験について、参加者の不安や悩みに応じてアドバイスすること。

(4) 子育てや仕事との両立、利用している行政サービスなどについて、日常の姿を見せること。

(5) 自身の個人情報について、必要な範囲において事務局及び参加者に伝える必要があること。

(6) 本プログラム参加中の事故などは、事務局が加入する「傷害総合保険」の範囲内で対応されること。

(7) 参加者に損害が生じた場合、損害の賠償を求める可能性があること。

(8) アンケートへの回答に協力すること。

第4条（登録）

1. 参加者及び受入家庭は、本規約を遵守することに同意のうえ、事務局が定める申込フォーム内の必要項目(以下、「登録情報」という。)に回答することにより、本プログラムに申し込むことができます。

2. 事務局は、参加者及び受入家庭が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録および再登録を拒否することがあり、又その理由について一切開示義務を負いません。

(1) 事務局に提供した登録情報の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(2) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していると判断される場合

(3) 第6条に規定する禁止事項等のいずれかに該当する場合

(4) その他、参加者又は受入家庭の安全性が確保できない等の理由により、登録が適当でないと事務局が判断した場合

第5条（利用料金・金銭負担）

1. 本プログラムへの参加に関して、登録費・サービス利用料等の料金は発生しません。

2. 実施当日の交通費・飲食費・買い物等に関する金銭負担が発生する場合は、参加者又は受入家庭において負担が必要です。

第6条（禁止事項等）

1. 参加者及び登録家庭は、本プログラムへの参加にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

（1）法令に違反する行為又は犯罪行為、若しくはそれらに類する行為

（2）公序良俗に反する行為

（3）事務局、参加者及び受入家庭の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（参加者及び受入家庭の許可なく、本プログラム参加中の写真撮影や SNS 投稿等を行わないでください。）

（4）本プログラムの運営を妨害するおそれのある行為

（5）本プログラムの目的から外れる目的（ビジネス上の調査、宗教勧誘、マルチ商品の販売目的など）で参加すること

（6）その他、事務局が不適切と判断する行為

第7条（本プログラム実施中の事故）

1. 本プログラム実施中に、事故やトラブルが発生した場合、参加者及び受入家庭は直ちに事務局に対して連絡すること。特にケガや器物破損の場合には、その場の状況を写真や文字で記録し、事務局に報告を行い、事務局の指示に沿って行動すること。

第8条（損害賠償）

1. 参加者及び受入家庭は、本プログラムへの参加にあたり、自己の責めに帰すべき事由により、事務局、参加者、登録家庭又はその他第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

第9条（免責）

1. 本プログラムに関して生じた当日の交通費・飲食費・買い物に関する金銭のやりとり、トラブル等については、参加者・受入家庭が自己の責任によって管理又は解決するものとし、事務局に帰責性がある場合を除いて、事務局は一切の責任を負わないものとします。

2. ただし、本プログラム中の事故については、事務局において参加者及び受入家庭を対象とする「傷害総合保険」に加入しており、法律上の賠償責任が発生する場合のみ、保険会社による補償を行うことができる場合があります。

第 10 条（個人情報の取扱い）

1. 事務局は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等に則り、参加者及び受入家庭の個人情報を取り扱うものとします。
2. 個人情報は本プログラムの目的達成に必要な範囲において収集することとし、その他の目的のために利用しません。
3. 収集した個人情報は、本プログラムの範囲において個人を特定できない、統計的な情報として利用・公開する場合があります。
4. 事務局は、本プログラムが福岡市からの委託事業であることに基づき、参加者及び受入家庭の個人情報（氏名、連絡先等を含む。）を、委託業務の実施状況の報告及び委託業務の管理の目的で、委託者である福岡市に提供します。
5. 事務局は、参加者及び受入家庭の個人情報について、本プログラムを共同で運営するコネヒト株式会社及び株式会社日本旅行九州法人営業部の間で、以下の内容に基づき共同利用します。
 - （1）共同利用する個人データの項目：氏名、連絡先（電話番号・メールアドレス等）、住所その他登録情報として提供された事項（ヒアリング時に取得した情報も含む）
 - （2）共同利用者の範囲：コネヒト株式会社、株式会社日本旅行九州法人営業部
 - （3）共同利用の目的：本プログラムの企画・運営、参加者及び受入家庭との連絡調整、アンケート等の実施
 - （4）個人データの管理について責任を有する者：コネヒト株式会社、株式会社日本旅行九州法人営業部

第 11 条（秘密保持）

1. 参加者及び受入家庭が、本プログラムに関連して知った個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定められる個人情報をいいます。）や、プライバシー情報について、第三者に漏らすことを禁止します。

第 12 条（権利帰属）

1. 本プログラムに関する著作権、肖像権その他一切の権利は、福岡市又はそれぞれの権利者に帰属します。
2. 参加者及び受入家庭は、前項の権利を侵害する行為を行わないものとします。万一、参加者又は受入家庭の権利侵害により権利者との間で問題が発生した場合、自己の責任と費用でその問題を解決するものとします。

附則

(施行期日)

この規約は、令和 8 年 9 月 25 日から施行する。